平成２１年（フ）第４０６１号
札幌市北区北29条西６丁目１番14号　杵美荘８号
債務者　川島　悦子（旧姓葉梨）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０６６号
札幌市北区屯田６条５丁目７番15号　パークビレッジＡ―202号
債務者　佐藤　方美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０７２号
札幌市豊平区美園４条６丁目１番18―701号
債務者　笹原　大介
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８３号
札幌市手稲区稲穂２条２丁目１番３号　マイルームセピア103号
債務者　川村　巧也
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９９号
札幌市白石区平和通７丁目南３番14号　セブンピース202号
債務者　佐藤　桂子（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７号
北海道北見市美山町129番地10　美山第２団地７―16号
債務者　長谷川政孝
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第７５２号
川崎市幸区戸手本町２丁目207番地39　ドルフ７　203
債務者　中武　亜耶
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０９０号
北九州市門司区吉志２丁目４－１―202
債務者　松本　隆文
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１９８号
北九州市戸畑区菅原１丁目３番10号
債務者　椋野　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９８号
北九州市小倉南区湯川新町１丁目９番28号
債務者　沓掛　律子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９３号
北海道紋別郡湧別町字芭露352番地
債務者　伊東　伸二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
北海道紋別郡湧別町字芭露352番地
債務者　伊東　和香
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
北海道北見市相内町65番地36　相内団地３―202
債務者　佐野　　寛
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
奈良市神殿町280番地　マンション西田103号
債務者　坂井マユミ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７９３号
奈良市三条町606番地の99　美幸シティマンション302号
債務者　竹内　千夏
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２９号
大阪府豊中市岡町北１丁目２番１―206号
債務者　内野　英輝
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９４号
大阪市生野区巽西３丁目16番16号　メルヘン502
債務者　金田洋子こと　金　　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部